

提出方法について

郵送の場合

宛先：〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県健康福祉局がん対策課がん共生グループ

持参の場合

窓口：広島県健康福祉局がん対策課がん共生グループ（県庁本館6階）
時間：平日（月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く））
午前8時30分～午後0時、午後1時～午後5時

お問い合わせ

～助成事業に関すること～

○広島県健康福祉局がん対策課がん共生グループ

電話：082-513-3093

FAX：082-223-3573

E-mail：fugantaisaku@pref.hiroshima.lg.jp



がんに関するご相談の窓口

がん相談支援センター

がん相談支援センターとは、厚生労働大臣又は広島県知事が指定した15の「がん診療連携拠点病院」に設置されている、がんに関するご相談の窓口です。どなたでも何度でも無料でご相談いただけます。妊孕性温存治療に関するご相談も可能です。看護師や社会福祉士などが、相談員として対応していますので、お気軽にご相談下さい。

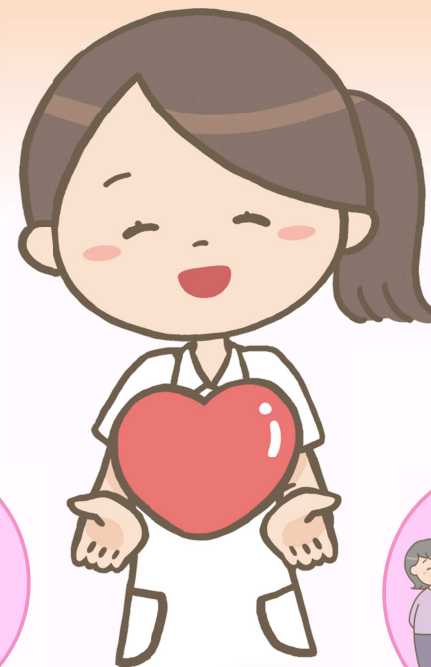
病院名	問い合わせ先	病院名	問い合わせ先
広島大学病院	082-257-1525	中国労災病院	0823-72-7171
県立広島病院	082-256-3561	市立三次中央病院	0824-65-0101
広島市立広島市民病院	082-221-1351	JA 広島総合病院	0829-36-3270
広島赤十字・原爆病院	082-241-3477	福山市民病院	084-941-5151
広島市立安佐市民病院	082-815-5533	福山医療センター	084-922-0001
東広島医療センター	082-423-2176	中国中央病院	084-970-2284
呉医療センター	0823-24-6358	JA尾道総合病院	0848-22-8111
呉共済病院	0823-22-2111		

将来子供を産み育てる

ことを望むすべての

がん患者さんとそのご家族へ

がん患者妊孕性（にんようせい） 温存治療費助成事業の ご案内



はじめに（がん患者さん・ご家族の方へ）

がん治療の進歩によって、多くの患者さんが、がんを克服できるようになってきました。そこで近年、がん治療後の生活の質の向上について目が向けられており、その一つに**妊孕性（妊娠するための力）の温存治療**があります。

これまで、がん治療の内容によっては、子供を持つことが困難になる場合がありますでしたが、**現在ではがん治療前に妊孕性温存治療を行うことで、がん治療後に子供を持つ可能性を残すことができるようになっています。**

このリーフレットをご覧になっている今は、もしかしたら、がん治療のことで頭がいっぱいかもしれませんが、ひとつの選択肢として、がん治療前に一度、将来、子供を授かることについて考えてみませんか。

がん治療と妊孕性温存治療について

がん治療では、妊娠に関わる臓器にがんができた場合だけでなく、一見妊娠と関係のないような臓器にがんができた場合でも、抗がん剤や放射線治療による影響で、妊孕性が低下したり、失われたりすることがあります。



妊孕性温存治療実施医療機関

妊孕性温存治療の実施

妊孕性に影響を与える可能性のあるがん治療を始める前に**卵子・卵巣組織・精子・胚（受精卵）を凍結保存**することで、**将来子どもを授かる可能性を残すことができます。**

※妊孕性温存治療はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。

あくまでも、**がん治療が最優先**です！妊孕性温存治療を受けるためには、**がん治療主治医の許可（妊孕性温存治療実施医療機関への紹介）が必要**です！



～ 妊孕性温存治療についての詳しい情報は、下記ホームページをご参照ください～

- 広島がん・生殖医療ネットワーク（HOFNET・ホフネット） <https://www.hofnet.jp/>
- 国立がん研究センターがん情報サービス「妊よう性」 https://ganioho.jp/public/dia_tre/attention/fertility/index.html

広島県がん患者妊孕性温存治療費助成事業について

広島県では、妊孕性温存治療（以下「温存治療」という。）に要した費用の一部に対して助成金を交付しています。

対象治療	●精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結 ●受精卵の形成及び凍結				
対象者	次の①から④の 全てに該当 する方。 ①温存治療開始日に、広島県内に住所を有する 40歳未満の方 。 ②ガイドライン（※）に基づき、がん治療により妊孕性が低下する、又は失うおそれがあると医師に診断された方。 ③広島県が下表のとおり定める医療機関で温存治療を受けた方。 <table border="1" data-bbox="1384 432 2101 635"> <tr> <td>未受精卵 胚（受精卵） 卵巣組織</td> <td>公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて温存治療を行う医療機関 →左ページ下部に記載の広島がん・生殖医療ネットワークのホームページで紹介されています。</td> </tr> <tr> <td>精子</td> <td>がん治療主治医から紹介を受けた医療機関</td> </tr> </table> ④申請する温存治療に対して、広島県不妊治療支援事業に基づく助成を受けていない方。	未受精卵 胚（受精卵） 卵巣組織	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて温存治療を行う医療機関 →左ページ下部に記載の広島がん・生殖医療ネットワークのホームページで紹介されています。	精子	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関
未受精卵 胚（受精卵） 卵巣組織	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて温存治療を行う医療機関 →左ページ下部に記載の広島がん・生殖医療ネットワークのホームページで紹介されています。				
精子	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関				
助成対象	温存治療に係る費用のうち保険適用外費用 ※ただし、入院費、入院時の食事等、温存治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外となります。				
助成額	助成対象費用の1/2 （上限：男性2万円、女性20万円）				
助成回数	1回限り				
申請時期	温存治療が終了した日の属する年度内に申請を行ってください。（温存治療が終了した日が3月中の場合に限り、翌年度の4月末日まで申請を行うことができます。）				
必要な書類	①広島県がん患者妊孕性温存治療費助成申請書（様式第1号） > 申請者が記入・押印すること ②広島県がん患者妊孕性温存治療費助成申請に係る証明書（様式第2号） > 両面印刷の様式、温存治療の主治医に証明してもらうこと ③広島県がん患者妊孕性温存治療費助成申請に係る証明書（様式第3号） > がん治療の主治医に証明してもらうこと ④温存治療開始日に広島県に居住していたことを証明する書類 > 本籍及び個人番号（マイナンバー）を省略した住民票の写し ⑤振込口座通帳のコピー > 名義人、口座番号、支店名の分かる頁 ⑥領収書原本 > 様式第2号（裏面）により領収金額の証明を受けているものについては不要 ※①～③の様式については、広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」からダウンロードすることができます。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/				

（※）「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」（一般社団法人 日本癌治療学会 編）